

感感発 0306 第 3 号  
令和 8 年 3 月 6 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 民間事業者等における感染症の患者の移送の手引きについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 21 条に基づく感染症の患者の移送については、「感染症の患者の移送の手引きについて」（平成 16 年 3 月 31 日付け健感発第 0331001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により「感染症の患者の移送の手引き」を送付し、その周知徹底等をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）により感染症法が一部改正され、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成 11 年厚生省告示第 115 号。以下「基本指針」という。）に、移送に関する項目を新たに追加いたしました。基本指針には、感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方として、保健所のみでは対応が困難な場合において、民間事業者等への業務委託等を図ることが重要である旨を記載したところです。

これに伴い、厚生労働行政推進調査事業費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において、別添のとおり「民間事業者等における感染症の患者の移送の手引き」を作成しましたので送付します。

つきましては、貴管内の関係機関に対する周知の程、よろしくお願い申し上げます。